

もれなくご請求いただくために



ご請求もれとなっている保険金・給付金はありませんか？

以下に記載の項目をご確認いただき、請求もれのないようご注意ください。

1 複数のご契約に加入されていませんか？

Q ご請求いただく保険以外に、他の保険の被保険者(保障の対象となる方)となっておられませんか？

A 被保険者となっておられるすべてのご契約がご請求の対象となる可能性があります。ご本人以外の方がご契約者でもそのご契約の被保険者となられている場合があります。

Q ご家族の方も保障する保険に加入されていませんか？

A 家族型や複数被保険者タイプの保険の場合、主たる被保険者となっておられる方のほかにご家族の方も保障の対象となる保険があります。その場合は、そのご契約もご請求の対象となる可能性があります。

2 お亡くなりになる前に入院をされたり、手術を受けられたりしていませんか？

Q 被保険者様がお亡くなりになられた場合、ご請求されていないご入院や手術はありませんか？

A ご契約に入院や手術を保障する特約が付加されている場合は、その入院や手術もご請求の対象となる可能性があります。

3 入院中のご請求ではないですか？

Q ご請求後、引き続き入院された期間や、退院を条件に給付される特約のご請求をわすれていませんか？

A 入院中のご請求の場合、退院日までのお支払いの対象となる可能性があります。また、退院を条件に給付される特約に加入されている場合は、退院時に所定の給付金のご請求の対象となります。

4 病気やけがで障害が残ったり、身体障害の状態になられていませんか？

Q 疾病や不慮の事故によって所定の高度障害状態になられたり、不慮の事故によって所定の身体障害状態になられていませんか？

A 両眼の視力喪失・両腕や両足の切断・喉頭全摘出を行われた場合などは、高度障害保険金(給付金)や保険料払込免除の対象となる可能性があります。詳しくは13、14ページをご参照ください。

5 傷害特約を付加されていませんか？

Q 不慮の事故が原因でけがをされた際に、何らかの障害状態になられていませんか？

A 不慮の事故が原因で所定の障害状態になり、その障害状態の回復の見込みがない場合、障害給付金のご請求の対象となる可能性があります。詳しくは13ページをご参照ください。

6 特定損傷特約を付加されていませんか？

Q 不慮の事故が原因でけがをされた際に、骨折・関節脱臼・腱の断裂はありませんでしたか？

A 不慮の事故が原因で骨折・関節脱臼・腱の断裂をされ治療を受けた場合、特定損傷給付金のご請求の対象となる可能性があります。詳しくは17ページをご参照ください。

7 通院に関する特約を付加されていませんか？

Q 病気やけがで通院されませんでしたか？

A 疾病や不慮の事故を原因として通院された場合、通院給付金やガン通院給付金、災害通院給付金のお支払対象となる可能性があります。詳しくは16ページをご参照ください。

その他、様々な保障がございます。保障内容は保険証券にてご確認ください。
詳しくはコールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。